

## 学校法人向け 中長期計画策定・実行支援サービス

学校法人(学園)においては、18歳人口の減少に伴い、法人を取り巻く環境が厳しくなっております。そのため、学園の将来像(ビジョン)を明確にして教職員のベクトルを合わせ、強みを活かした法人運営することが重要な課題になっています。

この課題に対応するためには、中長期の経営計画を策定し、環境変化に応じてブラッシュアップしていくことが重要です。

トーマツでは、学校法人が将来にわたり持続的に発展していくために、財務の視点のみならず法人経営の視点で専門的なサービスを提供します。

### トーマツのサービス

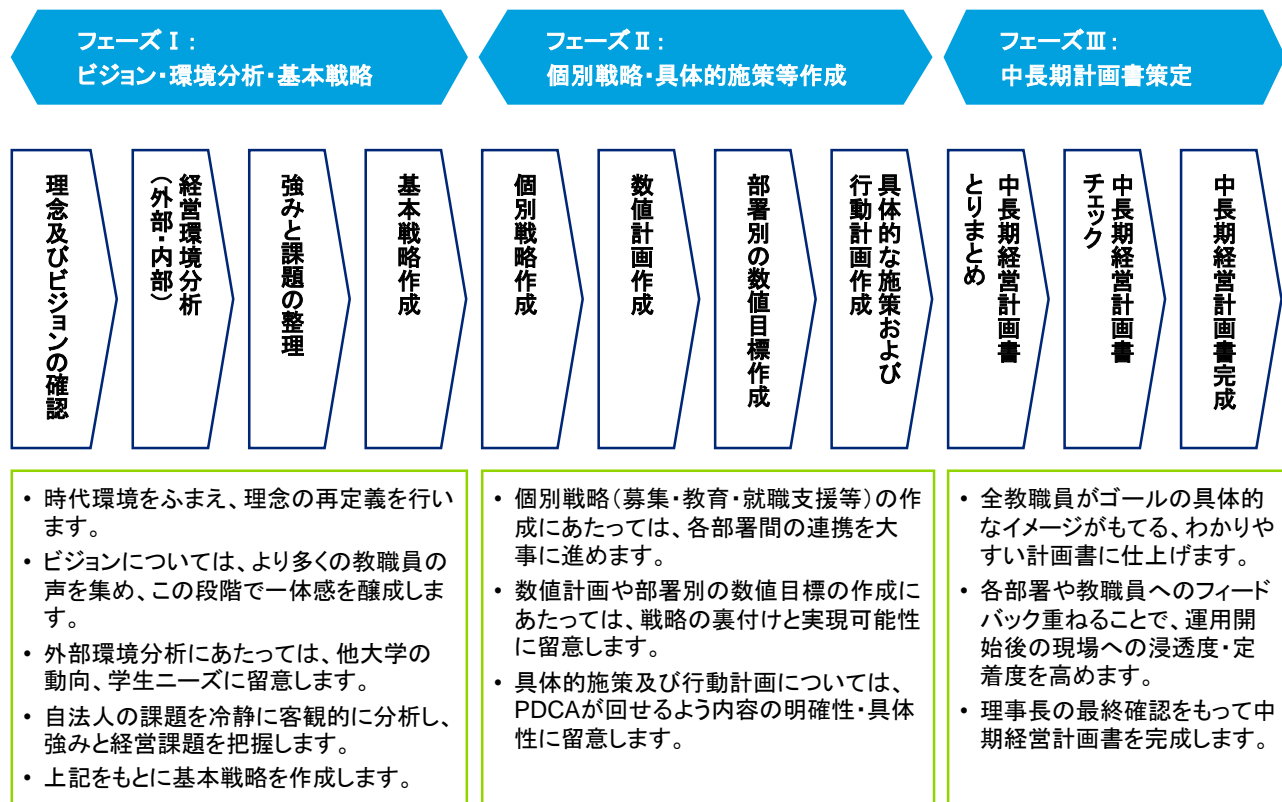
トーマツは、学校法人の特徴を十分にふまえ強みが最大限活かせるよう戦略策定支援を行うとともに、中長期計画の作成にあたっては、より多くの教職員を巻き込み、全教職員が一丸となって、計画の実行に参画できるような支援を行います。

また、下記のような個別戦略の策定や実行の支援も行います。

- ・ 募集戦略策定支援
- ・ 独自の授業の企画支援、社会人基礎力アップのための講座企画・実施支援 など

### トーマツの支援サービスの概要

フェーズ・アプローチにより、専門的かつ実効性のあるサービスを提供します。



## お問い合わせ

有限責任監査法人トーマツ トータルサービス部

東京 〒100-6211 東京都千代田区丸の内1-11-1 PCPMビル Tel:03-6213-1200

大阪 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋4-1-1 淀屋橋三井ビルディング Tel:06-4560-6033

名古屋 〒450-8530 愛知県名古屋市中村区名駅3-13-5 名古屋ダイヤビルディング3号館 Tel:052-565-5511

福岡 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラ Tel:092-751-0931

\* 全国の有限責任監査法人トーマツの拠点は、Webサイトをご覧ください。 [www.deloitte.com/jp/](http://www.deloitte.com/jp/)

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト([www.deloitte.com/jp/](http://www.deloitte.com/jp/))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。